

議案第53号

関市福祉センター条例の一部改正について

関市福祉センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年9月1日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市洞戸福祉センター、関市板取福祉センター及び関市上之保福祉センターを設置等するため、この条例を定めようとする。

関市福祉センター条例の一部を改正する条例

第1条 関市福祉センター条例（令和元年関市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の表関市武芸川福祉センターの項の前に次のように加える。

関市洞戸福祉センター	関市洞戸市場773番地
------------	-------------

第2条の表関市武儀福祉センターの項中「5443番地」を「5443番地1」に改め、同項の次に次のように加える。

関市上之保福祉センター	関市上之保15019番地1
-------------	---------------

第5条第1項中「（第11条第1項に規定する浴室を除く。）」を削る。

第7条第1項中「、第11条」を削り、「第14条」を「第13条」に改める。

第11条を削る。

第12条第1項ただし書中「次の各号に掲げる施設」を「関市武芸川福祉センターの調理室」に、「当該各号」を「次の表」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
1,500円	2,000円	4,000円

第12条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、同条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条から第19条までを1条ずつ繰り上げる。

第2条 関市福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第2条の表関市洞戸福祉センターの項の次に次のように加える。

関市板取福祉センター	関市板取6503番地
------------	------------

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中関市福祉センター条例第2条の表関市武儀福祉センターの項の改正規定及び次条の規定 公布の日

(2) 第2条及び附則第5条の規定 令和6年4月1日

(準備行為)

第2条 市長は、この条例の施行の日前においても、関市洞戸福祉センター及び関市上之保福祉センターに係る使用許可申請の受付、指定管理者の指定その他の準備行為をすることができる。

第3条 市長は、第2条の規定の施行の日前においても、関市板取福祉センターに係る使用許可申請の受付、指定管理者の指定その他の準備行為をすることができる。

(関市老人福祉センター条例の一部改正)

第4条 関市老人福祉センター条例（平成17年関市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称 関市板取老人福祉センター

位置 関市板取6503番地

第7条第1項中「関市板取老人福祉センターの研修室又は居室」を「センター」に改める。

(関市老人福祉センター条例の廃止)

第5条 関市老人福祉センター条例は、廃止する。